

第102回定期大会特別決議

ILO第6次勧告に基づき、

JR不採用事件の早期解決を求める要請決議

ILO理事会は、6月18日、JR不採用事件に関する結社の自由委員会報告を採択しました。今回の結社の自由委員会報告は、1999年の中間勧告以来6度目の勧告であり、昨年12月22日の最高裁判決後、初めての勧告です。

この勧告のなかで、ILOは、「最高裁が『国鉄が採用候補者名簿の作成に当たり不当労働行為を行った場合には、国鉄若しくは国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団は使用者責任を免れない』との判断を下したことに留意し、また本件申立の深刻さと共に多くの労働者が被っている深刻な社会的・経済的な影響を考慮し、結社の自由委員会は、日本政府に対し、この問題の解決のためには一度は大勢となった政治的・人道的見地の精神に立った話し合いを、すべての関係当事者との間で推進するよう勧める」としています。

JR不採用事件は、国鉄からJRへの「分割・民営化」にともない、1987年に不採用となった国労や全勤労の組合員など1047名の国鉄労働者が、不当労働行為による採用差別事件としてたたかってきたものです。

たたかいは、すでに17年の歳月を経過し、解決の日を迎えることなく無念にもこの世を去った当事者も29名を数え、多くの被解雇者が経済的・社会的な困難さとともに、様々な苦悩のなかにおかれています。被解雇者の平均年齢も52才を超え、高齢期における生活不安や家族の進学問題など、不安定な生活を余儀なくされています。

こうした状況のなかで、不当解雇撤回と国鉄闘争の早期解決を求める国民の世論は今日も根強く継承されています。ILO第5次勧告にもとづく早期解決を求める団体署名は、1万5千筆に達し、地方議会における「早期解決を求める意見書」採択も650自治体(900本)を超えています。

私たちは、異常に長期化している国鉄闘争の現状と被解雇者の窮迫した生活実態から、この事件を速やかに解決することを強く願っています。

ILOの今回の勧告は、最高裁判決にも関わらず、国鉄の分割・民営化に伴う不当労働行為に端を発した解雇問題は依然として未解決であるとの認識を示したものです。その上で、日本政府の責任において、争議解決に向けた全ての関係当事者間の話し合いを推進するよう勧告しています。

私たちは、日本政府が、この勧告を真正面から受け止め、解決のための話し合いを、全ての関係者と直ちに開始するよう強く求めます。

以上、決議します。

2004年7月17日

日本出版労働組合連  
第102回定期

